

## 2 生活保護課

### (1) 要保護者等生活困窮者への支援

#### 1 生活保護扶助費

管内 10 町村に居住する被保護世帯の最低生活を保障するとともに自立を助長するため、生活保護法に基づく扶助を行いました。

#### ■被保護世帯人員の状況（年度の 1 ヶ月平均）

| 世帯    | 人員   | 保護率  |
|-------|------|------|
| 52 世帯 | 59 名 | 0.7‰ |

※保護率＝被保護人員÷人口×1,000

#### ■生活保護費支出状況

（単位：円）

| 生活         | 住宅        | 教育      | 介護      |      | 医療         |        |
|------------|-----------|---------|---------|------|------------|--------|
|            |           |         | 連合会払    | その他  | 基金払        | その他    |
| 22.1%      | 3.2%      | 0.7%    | 0.2%    | 0.0% | 48.5%      | 0.1%   |
| 14,717,626 | 2,110,374 | 491,735 | 112,600 | 0    | 32,382,000 | 55,560 |

| 出産   | 生業      | 葬祭      | 扶助費計       | 施設事務費      | 保護費計       |
|------|---------|---------|------------|------------|------------|
| 0.0% | 0.2%    | 0.9%    | 75.8%      | 24.2%      | 100%       |
| 0    | 127,200 | 586,020 | 50,583,115 | 16,130,717 | 66,713,832 |

#### 2 生活保護適正実施推進事業【所重点】

収入資産調査等の充実強化による認定事務の適正化、レセプト点検の強化等による医療扶助の適正化、研修参加による職員の資質向上等を図ることによって、生活保護の適正実施を推進しました。

##### (1) 年金加入記録の確認

年金事務所に被保護者の年金加入記録を照会し、年金の受給資格の有無及び受給額を確認するとともに、後納や任意加入による受給資格の取得指導を行いました。

60 歳以上年金未受給者の年金加入状況調査 12 名

##### (2) 収入資産調査による収入認定の適正化及び不正受給の防止

原子力損害補償金未請求者に対する指導、定期的な収入申告書の徴取のほか、次の取組を行いました。

ア 「法 61 条に基づく収入の申告について（確認）」の説明及び確認書の徴取

実施時期：4 月～6 月 在宅世帯等 22 世帯

イ 保護のしおり等による権利義務の周知

実施時期：4 月～6 月 在宅世帯等 22 世帯

ウ 課税台帳調査の実施

実施時期：7 月 平成 27 年被保護者 64 名

- (3) 扶養義務者の扶養能力等の調査  
 重点的扶養能力調査対象者を把握し、管内居住者と実地面接を行いました。また、必要に応じて、管外扶養義務者との面接又は扶養届の徴取を実施しました。  
 実地面接 5 件、文書照会 25 件
- (4) 医療扶助の適正化推進  
 レセプト点検システムの有効活用を図り、後発医薬品の使用を促すとともに、自立支援医療適用の可否確認を徹底しました。  
 レセプト点検 12 回、自立支援医療受給者 16 人
- (5) 各種研修会等への参加  
 職場内研修や各種研修会等に積極的に参加し、職員の資質の向上を図りました。

### 3 生活保護施行事務

関係法令等に則り適切に事務を実施しました。

- (1) 査察指導台帳の活用等による内部点検強化
- (2) 新規申請の適正処理  
 法定期間内処理を遵守し、他法他施策の活用に対する適切な助言を行いました。また、暴力団との親交が疑われる者については県警察本部に照会することとしていましたが、該当者がいませんでした。

| 保護申請<br>件数 | 前年度から<br>の繰越 | 処理状況 |      |      |           |
|------------|--------------|------|------|------|-----------|
|            |              | 開始件数 | 却下件数 | 取下件数 | 翌年度<br>処理 |
| 15 件       | 1 件          | 12 件 | 0 件  | 3 件  | 1 件       |

- (3) 保護停止中の救護施設入所者の状況、手持金の確認調査

| 救護施設数 | 入所者数 |
|-------|------|
| 2 施設  | 19 名 |

- (4) 被保護世帯の実情に即した指導援助の推進  
 嘱託医協議、主治医面接による病状（就労指導可否）把握を徹底し、状況の変化に即した的確な時期に援助方針を見直しました。また、障害年金の受給要件確認、自立支援給付の優先活用等、他法他施策の活用に対する指導援助を行いました。
- (5) 長期入院患者・社会福祉施設入所者の実態調査

ア 長期入院患者

| 実施時期 | 病院数 | 入院患者数 |
|------|-----|-------|
| 7 月  | 1 件 | 1 名   |

イ 社会福祉施設入所者

| 実施時期  | 施設数 | 入所者数 |
|-------|-----|------|
| 8～9 月 | 8 件 | 29 名 |

- (6) 研修等による医療扶助運営体制及び介護扶助運営体制の充実強化
- (7) 生活保護費返還金等の適正な債権管理  
 滞納者の現状を把握し、督促状、催告状の発行及び納入指導を実施しました。

### 4 住宅手当緊急特別措置事業

離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者及び喪失するおそれのある者に対して、住宅支援給付を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行いました。

